

## 地域薬学ケア専門薬剤師制度における 不適切な症例の具体例について

地域薬学ケア専門薬剤師認定委員会

地域薬学ケア専門薬剤師認定申請症例報告記載要領等にも記載の通り、以下の症例報告は不適切とされます。本資料に挙げているものはあくまで一例となりますが、申請時や後進への指導の参考としてご確認ください。

- ・ **薬学的管理が希薄な症例（薬剤師としての関与内容や結果の記載が希薄な症例）**
  - 食事指導のみ、運動指導のみのもの
  - 患者に服薬指導を実施しただけでその後のフォローアップがないもの
  - がん種、合併症、投与量、レジメンや支持療法等に関する単純な確認のみの事例。抗がん剤、支持療法や治療ラインの説明のみ、副作用に対するアドバイスのみ、副作用の経過の記載のみのもの。
- ・ **一定期間継続的に関与していない症例**
  - 初回指導のみのもの
  - 慢性疾患の経過観察の症例であるにもかかわらず半年に満たないもの
- ・ **薬剤師として自らが研修施設において患者に対し直接携わったものではない症例**
  - 他の薬剤師や医療職が行った行為についての内容
  - 申請者自身が患者と直接関わっていないもの（医師とのやり取りや同僚薬剤師への助言のみのもの）
  - 架空の症例
- ・ **期間が規定を逸脱した症例**
  - 研修5年目の正規認定申請における、1割を超える研修期間前の症例
  - 研修修了後の正規認定申請における、研修開始前の症例
  - 研修修了後の正規認定申請における研修修了後の症例で、連携施設の認定が無効である期間のもの
- ・ **求められている項目が記載されていない症例**
  - 「不明」の記載がなく空欄のもの
- ・ **「管理するプロブレム」の項目においてプロブレムが明確になっていない症例**
  - 「プロブレム」とは何か理解していない、設定ができていないもの
  - 記載が曖昧で、薬学的管理の要約と紐づけにくいもの。

- 副作用や病名・症状のみ、「服薬管理」等の一言のみ、小説のタイトル風、など内容が不明なもの。
- ・ **薬学管理の要約がプロブレムに基づいた要約になっていない症例**
  - 「プロブレムに対する申請者自身の薬学的評価の計画から結果」が明瞭に記載されていない。
  - プロブレムに記載されていない介入内容が唐突に記載されている。
  - プロブレムが複数記載されているにもかかわらず、評価や計画、関与の結果等の記載が一部のプロブレムに関する事項に留まっている。
- ・ **考察の内容が経過報告のみになっているもの**
  - 日記形式の記載（「〇月〇日〜〜、〇月△日〜〜〜」など）。
- ・ **患者背景が見えない症例、患者の状態がわからない症例**
  - 文字数が極端に少ない、不備が多い、あるいは記載が不十分なもの
  - 服薬指導の内容のみ記載し、薬学的観点の記載が不十分なもの
- ・ **薬物治療上、問題のある症例**
  - 処方内容に問題があるにもかかわらず、その点への関与が読み取れないもの
  - ガイドライン等の根拠なく保険適用外の使用を推奨しているもの
- ・ **継続的な経過観察に関する（イベントがない）症例について、変化がないことについての薬学的な評価、根拠がないもの**
- ・ **介入の根拠や参考文献情報の記載が乏しいために妥当性の評価ができない症例**
- ・ **その他、規定を満たさない症例、「不適切な報告事例」に該当する症例**
  - 疑義照会の症例で、根拠がないもの
  - 副作用の症例で、「副作用の評価」「ガイドライン等を参考とした患者への指導」「その後の評価」「定期的なフォローアップ」のいずれかがないもの
  - 支持療法の症例で、明確な結果がないもの
  - 調剤過誤などの事例報告や、治験の症例
  - 症例報告の薬学的管理の内容が、同様のパターンが多数を占めているもの（腎機能関連、疑義照会事例が多数を占める等）
  - 1 患者や 1 施設の症例を複数の症例報告としているもの
  - 副領域（がん）の症例において、標準的な医療から逸脱しているものや、標準的な薬学的管理からかけ離れた内容のもの。